

すみだステップハウスおおぞらの指定管理者の指定について

1 施設の名称

すみだステップハウスおおぞら（墨田区立花三丁目2番9号）

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者とする団体

(1) 名称

社会福祉法人墨田区社会福祉事業団

(2) 所在地

東京都墨田区向島三丁目36番7号

(3) 代表者氏名

理事長 高野 祐次

(4) 沿革

昭和62年4月 設立準備室開設

昭和63年10月 法人設立

(5) 同種事業の実績（自治体からの受託運営等）

本区での実績

平成元年度～現在 すみだ福祉保健センター運営事業受託・指定管理者

平成元年度～現在 墨田区墨田母子生活ホーム（旧墨田母子寮）運営事業受託・指定管理者

平成8年度～17年度 墨田区こうめ在宅介護支援センター運営事業受託

平成12年度～現在 梅若ゆうゆう館、うめわか高齢者在宅サービスセンター運営事業受託・指定管理者

平成22年度～現在 すみだステップハウスおおぞら指定管理者

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集内容

指定管理者の選定に当たっては、「指定管理者の指定の手続等に関する要綱」第2条第1項第1号に規定する公募しないこととする特別な事情に該当している。

また、現指定管理者による施設の管理運営状況を評価した結果、区が定める水準を充たしている。

以上のことから、公募によらず、現指定管理者を指名した。

指定管理者の指定の手続等に関する要綱（抄）

（公募によらない指定管理者の指定）

第2条 指定管理者の指定に当たって公募しないこととする特別な事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有する特定の法人その他の団体を選定する必要がある場合

(2) 選定経過

墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会での審査を経た現指定管理者について、申請書類等に基づき、評価項目である①利用者サービスの向上、②効率的・効果的な施設の運営、③事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

(3) 選定理由

審査の結果、現指定管理者は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えたことから、すみだステップハウスおおぞらの設置目的を効率的・効果的に実現すること

が期待できるため選定した。

5 事業計画の要点

(1) 管理運営の方針

すみだステップハウスおおぞらの設置目的及び指定管理者制度の趣旨を踏まえ、以下の4つの運営方針を定めている。

- ① 障害者等の増加・多様化及びこれに伴う社会福祉制度の変化に対応し、必要かつ十分なサービス提供を行う。
- ② 利用者の権利や自己決定を尊重したサービス提供を行う。
- ③ 障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的な配慮を行う。
- ④ 医師や看護師を配置し、利用者の健康状態の把握を行う。

(2) 主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

- (ア) 生活介護事業について、施設移転に伴い多層階になることや交通量の多い大通りに面する環境に変わることから、常駐警備員・受付員を配置し、職員と連携して安全確保を徹底する。
- (イ) 生活介護事業について、3階は静養できるベッド等を備えているため、身体的機能の弱い利用者（車いす利用者）、4階は可動式パーテーションにより広い空間を利用できるため、活発に行動する利用者といったように、フロアごとに障害特性に合わせたグループ活動を行う。
- (ウ) 児童発達支援事業について、児童発達支援センターみつばち園の指定業務である未就学児のインテーク面接を効果的に支援し、インテーク待機期間の短縮に協力する。
- (エ) 移転後に増える相談室を活用し、個別療育の提供回数を現在の月約400回から月約500回程度に増やし、インテーク面接や保護者面接を柔軟に設定する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- (ア) 指定管理料（提案額）：197,345,000円

*前回提案額比

	令和2年度	令和5年度	増加額
指定管理料	144,437,000円	197,345,000円	52,908,000円

指定管理料の主な増加要因

- 人件費：約21,500,000円増（職員の定期昇給による）
- 事務費：約28,400,000円増（施設の多層階化に伴う受付・警備等の新たな業務委託、エレベーター等の保守点検費による）
- 事業費：約2,206,000円増（施設の多層階化に伴うエレベーター・空調器等による光熱水費の増による）

- (イ) 管理者の兼務による人件費削減、事務用品等の共有による経費削減を行う。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- (ア) 法人の豊富な人材を活かし、常勤職員は全員専門資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等）を保有している者で構成することができる。
- (イ) 職員の専門性の向上の取組として、新人・異動職員の育成を短期間で行うことができるよう、主任・中堅職員が中心となり研修を充実させる。
- (ウ) 虐待防止・身体拘束等適正化のマニュアルを作成し、虐待防止責任者の配置や職員研修を実施し虐待防止に努める。

6 現指定管理者による施設の管理運営状況

(1) 施設の利用状況・指定管理料等の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活介護ひだまり在籍者数 (年度末現在)	32人	30人	30人
児童デイサービスにじの子 在籍者数(年度末現在)	408人	354人	392人
指定管理料	126,141,940円	148,095,842円	154,630,911円
事業収入	131,582,018円	114,630,101円	132,887,593円

(2) 施設の管理運営状況に関する評価

ア 業務運営

- (ア) 児童発達支援センターみつばち園の指定業務である未就学児の初回相談を効果的に支援することにより、面接の待機期間を最大4か月から2か月に削減することに貢献した。
- (イ) 第三者評価における利用者アンケート結果において、にじの子では大変良いが42.6%、良いが46.5%、ひだまりでは大変良いが36.4%、良いが54.5%と大変高い満足度を得ており、コロナ禍によるサービスの制約があったにもかかわらず、非常に高い評価を維持している。
- (ウ) にじの子では、前述のアンケートの自由意見において、「職員の方がよく声をかけてくださる」、「親切で相談しやすい」、「担当職員のお人柄が一番」など、事業所のよい点として職員の接遇・態度が非常に評価されている様子が見られた。
- (エ) ひだまりにおいても同様にアンケートにおいて、職員の質が高く評価されており、特に「病気やけがをした際の対応は信頼できるか」の設問に対し、100%が「はい」と回答しており、非常に高い信頼がうかがわれる。

イ 運営体制・管理体制

- (ア) 法人として人事方針を明確にして適材適所な人員配置に取り組んでいる。
- (イ) 職員の育成計画を策定して、知識・技術の向上に取り組んでいる。
- (ウ) 重要な案件を検討し決定・周知する仕組みが整っている。
- (エ) 防災計画などの安全に関する施策を充実させ安心できる環境整備に取り組んでいる。
- (オ) 利用者の体調変化に対応できる体制を整えている。
- (カ) 情報の重要性や機密性を踏まえ、法人全体として明確な管理基準を設けている。

審査結果

9名の委員が評価し、その合計点により審査を行った。

評価項目（配点）	得点
	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
1 利用者サービスの向上（40点×9人＝360点）	273点
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか （10点×9人＝90点）	71点
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか （10点×9人＝90点）	64点
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か （10点×9人＝90点）	71点
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか （10点×9人＝90点）	67点
2 効率的・効果的な施設の運営（30点×9人＝270点）	193点
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか （3点×9人＝27点）	19点
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか （8点×9人＝72点）	47点
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか （8点×9人＝72点）	48点
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか （3点×9人＝27点）	22点
(5) 利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か （8点×9人＝72点）	57点
3 事業計画の遂行能力（30点×9人＝270点）	217点
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか （3点×9人＝27点）	23点
(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か （7点×9人＝63点）	51点
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か （5点×9人＝45点）	39点
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか （5点×9人＝45点）	32点
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か （5点×9人＝45点）	32点
(6) 同種事業に関する本区での実績の有無、他の自治体での実績の有無 （5点×9人＝45点）	40点
合計（100点×9人＝900点）	683点

すみだステップハウスおおぞら指定管理者 申請者提案概要

項目	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	
1 利用者サービスの向上	<p>(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人内に専門性の高い人材が豊富なため、多様な重度障害者の受け入れができるよう、常勤職員全員が国家資格を所持する専門家集団とすることができる。 ・3障害の利用者の受入れを積極的に行い、医療的ケアを要する利用者についても、東部療育センターと連携して支援を行っていく。 ・みつばち園と一体化して運営し、相談窓口業務を集約し、迅速に、わかりやすく、公平に、実施していく。母子・外国人・要保護家庭などの社会的弱者の親子には最大限に配慮し、関係機関と連携しながら支援していく。 ・待機時間短縮のため、みつばち園で実施しているインテーク面接の一部を受け入れる取組を継続して実施していく。
	<p>(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活する重度の障害者に対し、心身の発達を促すとともに、社会的な生活能力を高めるための活動を行い、日々の生活の充実と社会的自立への支援を行う。 ・発達指導・日常生活指導等の療育を早期から実施することを目的とし、一人ひとりの子どもの自立に必要な能力を育て、子どもが家庭や社会でいきいきと生活ができるよう支援する。
	<p>(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設移転に伴い多層階になることや交通量の多い大通りに面する環境に変わることから、常駐警備員・受付員を配置し、職員と連携して安全確保を徹底する。 ・3階は静養できるベッド等を備えているため、身体的機能の弱い利用者（車いす利用者）、4階は可動式パーテーションにより広い空間を利用できるため、活発に行動する利用者といったように、フロアごとに障害特性に合わせたグループ活動を行う。 ・利用者による公園の美化活動や近隣施設への新聞配達、立花体育館の利用、ボランティアの受け入れ等を行い、利用者の地域社会における共生の実現を目指した支援を行う。 ・みつばち園のインテーク面接を継続して実施し、インテーク待機期間の短縮に協力する。 ・移転後に増える相談室を活用し、個別療育の提供回数を現在の月約400回から月約500回程度に増やし、インテーク面接や保護者面接を柔軟に設定する。 ・適正就学に向けた取組として、就学相談委員会への参加や就学先との引継ぎ連絡の実施等を継続して行っていく。 ・集団療育における感染防止を主眼とした1グループの2分割による少人数化、摂食療育のための弁当持参日の設定、児童の自立性・主体性を育むための保護者分離の実施、幼稚園・保育園、他事業所、特別支援学校・学級を主とした関係機関の見学受入れ等を継続して行っていく。
	<p>(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者連絡会を定期的開催している。家庭訪問、所内面接を適宜実施する。 ・サービス利用開始の契約時に苦情解決方法を必ず説明し、保護者に周知している。また、廊下に意見箱を設置する。 ・年1回保護者アンケート結果から次年度の改善点を検討し、職員と共有するとともに、保護者にも周知する。
	<p>(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すみだステップハウスおおぞらが平成22年に設置されて以降12年間指定管理者として事業を実施し、ひだまり在籍者数は開設当初9名から現在33名へ増加、にじの子在籍者数は開設当初204名から392名へ増加し、安定した事業運営を行っており、障害者等の増加・多様化及びこれに伴う社会福祉制度の変化に対応し、必要かつ十分なサービス提供を行っていく。 ・墨田区社会福祉事業団職員倫理要綱に基づき、利用者の権利や自己決定を尊重したサービス提供を行う。 ・障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的な配慮を行う。 ・医師や看護師を配置し、利用者の健康状態の把握を行う。
	<p>(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の兼務による人件費削減、事務用品等の共有による経費削減を行っていく。 ・毎月電気・ガス・水道料金を把握して節減に努める。

すみだステップハウスおおぞら指定管理者 申請者提案概要

項目	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	
2 効率的・効果的な施設の運営	(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか	・指定管理料（提案額）：197,345,000円
	(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか	・非常勤職員は6名中4名が墨田区民である。（※おおぞら全体では、常勤6/30名、非常勤4/10名、計10/40名で、1/4が区民である。もともとは区民であった職員も7名いる。）
	(5) 利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か	・区との連携を密に適切な事業運営を行い、利用者数の確保に努めた結果、定員30名に対して在籍者数は33名となっている。令和6年度以降、特別支援学校の卒業生の受入れにより毎年1名増員を見込んでいる。 ・非常勤心理士1名の増員で集団療育の受入れ数4名増や巡回相談の拡充、土曜日の個別療育の実施数を大幅に増やし土曜日希望の保護者ニーズに応じていく。 ・近年利用児童の増加に伴い、年度末に新規の児童を受け入れるのが困難な状態が続いていたが、集団療育における欠席対応児（欠席者が出た際に代わりに出席できる児童）の設定や、集団療育在籍児について、個別療育の回数を年4回に制限するなどの工夫により、令和3年度はこれを解消することができた。また、令和4年度から5歳児の2グループは半年で終了し、個別療育に移行する取組を試行的に実施した。今後は、集団療育を土曜日隔週グループを増設するなど引き続き利用者の増加に対応していく。
3 事業計画の遂行能力	(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか	■サービス活動収益 令和3年度末：1,536千円 令和2年度末：1,537千円 ■サービス活動増減差額 令和3年度末：12,997千円 令和2年度末：3,651千円 ■経常増減差額 令和3年度末：△362千円 令和2年度末：18,618千円 ■流動比率 令和3年度：306.5% 令和2年度：284.6% ■固定長期適合率 令和3年度：36.3% 令和2年度：36.1% ■自己資本比率 令和3年度：54.8% 令和2年度：53.1%
	(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か	職員構成、職員数ほか、組織の管理、運営体制は指定要項を満たしており、適切である。
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か	・ひだまり課長 東京都サービス管理責任者、社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員資格保有者、事業団経験18年（生活介護経験10年以上） ・にじの子課長 児童発達支援管理責任者、養護学校教諭資格保有者、事業団経験28年（児童発達支援経験23年以上） ・常勤職員は全員専門資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等）を保有している。 ・職員在籍年数平均：ひだまり9年、にじの子12年 ・職員平均年齢：ひだまり49歳、にじの子46歳 ・育成方針、業務目標制度、業績評価制度について利用者支援について、ケースカンファレンスの実施を通し困難ケース等について学ぶ機会を設ける。 職員の専門性の向上の取組として、新人・異動職員の育成を短期間で行うことができるよう、主任・中堅職員が中心となり研修を充実させる。	

すみだステップハウスおおぞら指定管理者 申請者提案概要

項目	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適切な取得・管理・漏洩防止に努める。 ・子育て公開講座の実施を行う。 ・個人情報保護規定 ・情報公開規定
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画、事業所防災計画、すみだステップハウスおおぞら洪水時等の避難確保計画 ・急変者発生時の対応、感染予防マニュアル ・苦情受付窓口を設置する。 ・毎月防災訓練を実施する。 ・月に1回危機管理対策検討会を開催する。 ・虐待防止・身体拘束等適正化のマニュアルを作成し、虐待防止責任者の配置や職員研修を実施し虐待防止に努める。
(6) 同種事業に関する本区での実績の有無、他の自治体での実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区では、平成元年度すみだ福祉保健センター開設以来、30年余、生活介護事業及び療育事業を展開している。おおぞらでは開設以来13年目を迎え実績を重ねている。